



令和 7 年

第 3 回 観音寺市議会定例会提出議案



令和 7 年 6 月

観音寺市告示第208号

令和7年第3回観音寺市議会定例会の招集について  
令和7年第3回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年6月2日

観音寺市長 佐伯明浩

- 1 招集の日 令和7年6月9日
- 2 招集の場所 観音寺市議会議事堂

令和7年第3回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 議案第39号 専決処分の承認について（観音寺市税条例の一部を改正する条例）
- 2 議案第40号 専決処分の承認について（観音寺市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 議案第41号 専決処分の承認について（観音寺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 4 議案第42号 観音寺市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 5 議案第43号 観音寺市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 6 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 7 議案第45号 令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第1号）
- 8 議案第46号 令和7年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第39号

専決処分の承認について（観音寺市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

観音寺市長 佐伯明浩

観音寺市税条例の一部を改正する条例

観音寺市税条例（平成17年観音寺市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.12リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を

第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第131条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

- 13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の観音寺市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割に関する規定等を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第40号

専決処分の承認について（観音寺市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

観音寺市長 佐伯明浩

観音寺市都市計画税条例の一部を改正する条例

観音寺市都市計画税条例（平成17年観音寺市条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第13項中「、第32項、第34項」を「から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第41号

専決処分の承認について（観音寺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決  
処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

観音寺市長 佐伯明浩

観音寺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

観音寺市国民健康保険税条例（平成17年観音寺市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

第25条第1項各号を次のように改める。

- (1) 天災その他これに類する災害により国民健康保険税の納付が困難であると認められる者
- (2) その他特別な事由がある者

第25条第2項中「納期限」を「前項第1号に規定する者にあつては納期限、同項第2号に規定する者にあつては規則で定める日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の観音寺市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年

度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、  
なお従前の例による。

(理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されることに伴い、観音寺市国民健康保険税限度額等の規定を整備する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第42号

観音寺市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部改正について

観音寺市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正に伴い、同意の期限の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部を改正する条例

観音寺市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成31年  
観音寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

観音寺市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例  
の制定について

観音寺市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のと  
おり定める。

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

離島振興法（昭和28年法律第72号）の一部改正に伴い、香川県離島振興計画で定められ  
た振興すべき業種の固定資産税を課税免除するため、本案を提出するものである。

## 別紙

### 観音寺市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく香川県離島振興計画（以下「振興計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域内において、振興計画に振興すべき業種として定めた製造業、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を新設又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

#### (課税免除の範囲)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第3項に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地においては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、観音寺市税条例（平成17年観音寺市条例第76号）第54条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により固定資産税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税を免除する期間は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から起算して3か年度とする。

#### (課税免除の申請等)

第3条 前条の規定による課税免除（以下「課税免除」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査の上、課税免除の適否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

#### (事業廃止等の届出)

第4条 課税免除を受けた者は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業

等について、廃止又は休止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、課税免除の決定を取り消し、当該課税免除に係る固定資産税の全部又は一部を納付させることができる。

- (1) 前条の届出により事業を廃止若しくは休止したとき、又は休止の状況にあると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により課税免除を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が課税免除を行うことを不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により課税免除を取り消すときは、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩

- 1 工事名 第2運動公園グラウンド人工芝舗装工事
- 2 工事場所 観音寺市風瀬町
- 3 契約金額 金369,600,000円
- 4 受注者 香川県観音寺市村黒町776番地8  
大和建设工業株式会社  
代表取締役 小畑孝一郎

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

## 工事請負仮契約書

- 1 工事名 第2運動公園グラウンド人工芝舗装工事
- 2 工事場所 観音寺市風瀬町
- 3 工期 着工 本契約通知書に示す日  
竣工 令和8年1月30日

## 4 契約金額及び契約保証金額

契約金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	6	9	6	0	0	0	0	0
うち消費税及び 地方消費税の額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	3	6	0	0	0	0	0	0
契約保証金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	6	9	6	0	0	0	0	0

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)

該当しない

上記の工事について、発注者 観音寺市 と受注者 大和建设工業株式会社 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、観音寺市契約規則並びに観音寺市工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年観音寺市条例第55号)第2条の規定により観音寺市議会の議決を経たとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約が成立するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月21日

発注者 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号  
観音寺市  
観音寺市長 佐伯 明浩 (印)

受注者 香川県観音寺市村黒町776番地8  
大和建设工業株式会社  
代表取締役 小畑 孝一郎 (印)

## ※留意事項

- 契約金額等の金額欄には、アラビア数字をもって記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。
- [建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の 該当の有無]については、いずれかの口欄に✓印を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

令和7年度補正予算について

議案第45号	令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第1号）	別冊のとおり
議案第46号	令和7年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊のとおり

令和7年6月9日提出

観音寺市長 佐伯明浩